

企画提案書(紙面レイアウト等)の作成について

1 提出いただく企画提案書

(1) 紙面レイアウト

「表紙(1面)」「今月の特集(2・3面の見開き)」「市政トピックス面(4面)」の計4面を作成し、A3用紙(今月の特集はA2用紙)に実物大で片面カラープリントしたものを各7部(各正本1部・副本6部)

※A2用紙での印刷が難しい場合、A3用紙2枚に分かれても良いこととする。

(2) 「表紙」「今月の特集」「市政トピックス面」の各紙面レイアウトの作成意図について説明した書類を7部(様式自由。正本1部・副本6部)

※「表紙」については、撮影した写真やイラスト等の撮影・作成意図も含めて説明すること。

(3) 【追加提案】読者が今回の「表紙」「今月の特集」に関わる情報をSNS(XやInstagramを想定)で発信したくなるような企画や読者へのプレゼント企画等の提案がある場合、その企画の名称や概要、運用方法について説明した書類を7部(様式自由。正本1部・副本6部)

※読者へのプレゼント企画を提案する場合、市長室広報課から支出できる金額は年間10万円(税込)であることを想定した上で提案すること。

※正本は提案者名を記載し、副本には事業者名が特定できるような記載、表現、ロゴ等は使用しないこと。

2 各紙面レイアウトの共通事項

(1) アドビ株式会社製「イラストレーター」または「インデザイン」を用いて紙面を編集すること。

(2) 紙面データの作成サイズは、天地 380 mm×左右 245 mmとする。なお、今月の特集(2・3面)は見開きとなるため、天地 380 mm×左右 513 mmとする。

(3) 仕様書「2 本紙のコンセプト」「3 デザインのターゲット」「7 編集方針」を考慮して作成すること。また、ユニバーサルデザイン・男女平等参画・人権等の観点に配慮すること。

(4) 本文は基本、横書きとするが、提案者がデザイン上縦書きが効果的だと判断した部分については縦書きにしても良いこととする。

(5) 本文はユニバーサルデザインフォント 15Q(10.5ポイント)以上とすること(写真説明のキャプションや二次元コードの説明等を除く)。

(6) 本文以外のフォントについてもユニバーサルデザインフォント 15Q(10.5ポイント)以上とするが、紙面のデザイン上必要な場合は他のフォントを使用して作成しても良いこととする。

(7) 各紙面原稿に記載された【選択項目】は掲載自由とし、【必須項目】は必ず紙面に

掲載すること。その際、紙面原稿のテキストは、文の趣旨が変わらない範囲で適宜リライト可とし、全文を記載する必要はない（「リライト不可」と記載のある部分は除く）。また、紙面原稿の一部を強調したり、内容を補足するキャッチコピー・記号等を加えることも可とする。原稿のテキスト中の記号（●・「・」（箇条書きの中点）等）や、文字の囲み・下線等は便宜上使用しているものであるため、そのまま使用する必要はない。斜体色付きの文字は注意書き等のため紙面に入れないこと。

- （８）市長室広報課から提供された各紙面に挿入する写真データは、全ての写真データを使用する必要はなく、選択の上、使用すること。市長室広報課から提供する写真データ等は本プロポーザル以外では使用しないこと。

また、「表紙」「今月の特集」を作成する際、提案者が用意した写真データを使用することも可とする。ただし、写真撮影を行う際には次のア～オに留意すること。

ア 「表紙」「今月の特集」のテーマである「中川運河周辺のにぎわい」のうち「パレット・ニュー」内で撮影する場合は、施設管理団体である名古屋まちづくり公社から事前許可を得ている。ただし、撮影を行う前に、提案者から名古屋まちづくり公社に電話連絡を入れてから撮影を始めること。

（問い合わせ先）

名古屋まちづくり公社

電話 080-5867-9048（営業時間 午前 10:00～午後 5:00、水曜日・木曜日休み）

イ 写真に人物を登場させる場合、提案者が独自にモデルを用意しても良いこととする。ただし、一般利用者が写真に入る場合、了解を得た上で撮影するか、個人が特定できないように撮影する等、個人の肖像権に配慮すること。

ウ 写真撮影に際し、市長室広報課への連絡は不要であるが、撮影時は一般利用者の妨げとならないよう、十分に配慮すること。

エ 撮影時のトラブルに関しては、本市では一切責任を負わないものとする。

オ 写真を現地で撮影する際に費用が発生した場合、市長室広報課は負担しないこととする。

※各紙面に掲載する写真等のデータについては、別途電子メール等で提供するため、市長室広報課まで電話と電子メールにて連絡すること。

（問い合わせ先）

名古屋市長室広報課 担当：執行^{しぎょう}

電話 052-972-3134（営業時間 午前 8:45～午後 5:30）

メールアドレス a3134@shicho.city.nagoya.lg.jp

※各紙面原稿の内容は、本市の施設や事業に沿ったものであるが、本プロポーザル実施のために適宜修正している。

※各紙面原稿に関する質問等は、原稿に記載された問い合わせ先ではなく、市長室広報課に問い合わせること。

3 「表紙(1面)」の作成について

(1) テーマ

「中川運河周辺のにぎわい」

(2) ターゲット

中川運河のことを知らない、又は存在のみ知っている人

(3) ターゲットに気づいてほしいポイント

ア 中川運河は、名古屋港と都心を結ぶ水運物流の軸として、名古屋の経済・産業の発展を支えてきた歴史をもつ運河であるとともに、名古屋の暮らしとモノづくりの発展を下支えしてきた歴史的役割があること。

イ 都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に「うるおいや憩い、にぎわいをもたらしているスポット」のある魅力ある運河であること。

(4) ターゲットにどうなってほしいか

歴史や役割を知るとともに、中川運河周辺にお出掛けしてほしい。

(5) 表紙の原稿

ア 次の【必須項目】は基本、リライト不可とするが、提案者が必要と判断した場合、テキストや記号等を追加しても良いこととする。

イ タイトル・コンセプト・号数については既存のものを使用し、既存の位置に配置すること。

ウ 次の【必須項目】の記載順に意図はないため、提案者が各項目のレイアウトを検討すること。

エ 「説明文」「今月のラインアップ」「市政に関するお問い合わせ等」は、ユニバーサルデザインフォントを基本とするが、それ以外の項目のフォントは問わない。「今月のラインアップ」は13Q(9ポイント)以上とすること。

オ 二次元コードは読み取れるサイズであれば、大きさは問わない。

【必須項目】

項目	原稿
タイトル	広報なごや (データの提供あり)
コンセプト	気づけば 名古屋をもっと好きになる (データの提供あり)
号数	令和6年(2024年)9月号 No. 921 ※あくまで仮の号数であるため、「表紙」「今月の特集」の内容に影響を与えるものではない。(データの提供あり)
SDGs ロゴ	ロゴデータの提供あり(ロゴデータ内の「1. 名古屋市はSDGs未来都市」から選択すること)
シティプロモーションロゴ	ロゴ(仮)データの提供あり
説明文	広報なごやは毎月10日までにお配りしています。記事の内容(開

	催日・申込期限など)が原則、毎月 11 日以降のものを掲載しています。〔配布/区役所総務課〕
表紙写真・イラスト	※2 (8)、3 (6) 参照
2・3 面「今月の特集」のタイトル	※②③面「今月の特集」のタイトルを②③面の内容を考慮して作成し、記載すること。
今月のラインアップ	④面 市政トピックス面で作成したタイトルを記載すること。 ⑤面 〈名探偵エイトのお悩み相談室〉 ヤングケアラー ⑥面 〈#なごやを歩こう〉 城山・覚王山エリア編 ⑦～⑫面 支援策・お出掛け・イベント情報など A 面 〈なごやスポーツ応援団〉 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ編 B・C 面 Aichi-Nagoya2026 ボランティア募集 D 面 〈2026 年アジア競技大会 NAGOYA ビジョン〉 水素エネルギーの利活用
SNS 等の紹介	市公式ウェブサイトの二次元コード (二次元コードの提供あり) 市公式 LINE の二次元コード (二次元コードの提供あり) 広報課公式 X の二次元コード (二次元コードの提供あり) 広報課公式 Instagram の二次元コード (二次元コードの提供あり)
市政に関するお問い合わせ等	市政について 名古屋おしえてダイヤル 午前 8 : 00～午後 9 : 00 年中無休 ☎052-953-7584 FAX052-971-4894 名古屋おしえてダイヤルの二次元コード (二次元コードの提供あり) よくある質問はこちら▶ (名古屋おしえてダイヤルの二次元コードの周辺に配置) 市公式 LINE でも自動応答でお答えします (名古屋おしえてダイヤルの周辺に配置) 広報なごや・広報なごや点字版・声の広報なごやについて 名古屋市市長室広報課 ☎052-972-3134 FAX052-972-4126

(6) 表紙の留意事項

撮影した写真とイラストを凝らして作成すること。

表紙のレイアウトに使用する写真は写真撮影を行い(必須)、写真撮影・使用に際しては次のア～ウに留意すること。

ア 表紙の写真は「中川運河周辺」のエリア内(ささしま地区の堀止船溜まり及び堀川と連絡する松重閘門から、中川口通船門の間)の写真とする。エリア内の施設や

場所、方角や時間帯は問わない。ただし、解像度 350dpi 以上で撮影すること。また、撮影時季が特定できる風景（紅葉・雪等）をメインとしないこと。

イ 複数の写真を組み合わせて表現することも可とする。

ウ 写真とイラストを組み合わせて表紙をデザインすること。その際、写真やイラストを配置する範囲や形は定めない。イラストは、提案者が自ら作成したものや著作権フリーの素材等、権利関係上問題のないものを使用すること。

4 「今月の特集(2・3 面の見開き)」の作成について

(1) テーマ

「中川運河周辺のにぎわい」

(2) ターゲット

中川運河のことを知らない、又は存在のみ知っている人

(3) ターゲットに気づいてほしいポイント

ア 中川運河は、名古屋港と都心を結ぶ水運物流の軸として、名古屋の経済・産業の発展を支えてきた歴史をもつ運河であるとともに、名古屋の暮らしとモノづくりの発展を下支えしてきた歴史的役割があること

イ 都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に「うるおいや憩い、にぎわいをもたらしている」スポットのある魅力ある運河であること

(4) ターゲットにどうなってほしいか

歴史や役割を知るとともに、中川運河周辺にお出掛けしてほしい。

(5) 今月の特集（2・3 面の見開き）の留意事項

写真やイラストを凝らし、今月の特集（2・3 面の見開き）を作成すること。

ア 見開きとなるため、2・3 面それぞれの紙面データの作成サイズは天地 380 mm×左右 513 mmとする。

イ 紙面の左上部分に「今月の特集」と記載すること。フォントは問わない。

ウ イラストは、必要に応じて適宜作成・挿入すること。提案者が自ら作成したものや著作権フリーの素材等、権利関係上問題のないものを使用すること。

エ 別途提供する写真データ等を使用する場合、加工・修正は可とする。

オ 写真データを使用する場合、必要に応じてキャプションを付けること。

カ 二次元コードは読み取れるサイズであれば、大きさは問わない。

(6) 今月の特集（2・3 面の見開き）の紙面原稿

【必須項目】

テーマと内容に応じてタイトルを作成し、記載すること。

【必須項目】

リード文（リライト・短縮可）

名古屋の市街地と港を結ぶ水運の軸として整備され、名古屋の産業の発展を支えてきた中川運河。都心に残された貴重な水辺の空間「中川運河」に行ってみよう！

【必須項目】

中川運河の歴史（説明文は、リライト・短縮可）

中川運河は、名古屋港と旧国鉄笹島貨物駅（現ささしまライブ 24 地区）とを結ぶ運河として、1930（昭和 5 年）に大部分が完成し、「東洋一の大運河」と呼ばれました。1932（昭和 7）年には堀川へと繋がる部分が完成し、松重閘門によって堀川との連絡が可能となりました。その後、ピークの 1964（昭和 39）年には 7 万 5 千隻を超える船が往来し、出入貨物量が 400 万トン以上となるなど、水運による物流軸として、名古屋の経済・産業を支えました。現在は、水運物流の減少を背景に中川運河の役割が見直され、広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、「うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河」へと再生を目指し、さまざまな取り組みがすすめられています。

昔の中川運河の写真提供あり

中川運河周辺の見所紹介

以下の必須項目・選択項目にある説明文はリライト・短縮可

【必須項目】

まつしげこうもん 松重閘門

水位の異なる二つの河川の水位調整の役割を果たしていた。昭和 61 年には名古屋市の文化財に、平成 5 年には都市景観重要建築物に指定。現在は公園として利用されるとともに、塔屋は夜間ライトアップされ日中とは異なる趣ある姿となる。

松重閘門の写真提供あり

【選択項目】

市民の強い要望により保存されている「松重閘門」

松重閘門は、水位差のある堀川と中川運河を船で通航できるように、1930（昭和 5）年に建設、1932（昭和 7）年に供用開始されました。構造は、水門が上下に動くストーニー式で、水門で仕切られた閘室内の水位を上下に調整することで船の通航を可能としていました。陸上輸送の発達により船の利用が減少したため、1976（昭和 51）年に閉鎖されましたが、市民の強い要望により保存されており、1986（昭和 61）年に名古屋市指定有形文化財に、1993（平成 5）年には名古屋市都市景観重要工作物に指定されました。

昔の松重閘門の写真提供あり

【選択項目】

～昭和初期の中川運河を没入体験～松重閘門「ハイカラデイズ」

松重閘門エリアと中川運河の魅力を楽しむ 2 日間！

日時 11/3（日・祝）・4（月・休）午前 10:00～午後 5:00

【選択項目】

歴史探検「旧松重ポンプ所」

演劇×照明×音響による没入型エンターテインメント

中川運河開通時の面影が現存する松重閘門、旧松重ポンプ所を見学しませんか。昭和初期からやってきたようなハイカラな衣装を着たガイドがエリア内の歴史的な資産を楽しく解説

●ガイドツアー

日時 11/3(日・祝)・4(月・休) 午前 10:30～午後 4:30 各回 30 分

対象 当日先着各 30 人 **料金** 無料

旧松重ポンプ所の写真
提供あり

【選択項目】

昭和レトロカレーまつり

洋食メニューの大定番“カレー”がキッチンカーで大集合

昭和初期に登場し今でも大人から子どもまで広く愛されているハイカラメニューの代表カレーライスを味わってみませんか？

●昭和レトロカレー (700 円)

●キッズキーマ (500 円)

日時 11/3(日・祝)・4(月・休) 午前 10:00～午後 5:00

昭和レトロカレーの写
真提供あり

キッズキーマの写真提
供あり

パレット ニュー
PALET. NU

無料

必須項目はイベントを開いてみたい方向けの情報・選択項目はイベントに参加したい方向けのものになります。

【必須項目】

みんなの「やりたい」を PALET. NU で実現してみませんか？

アートと地域に根付くモノづくり文化を学び、体感し、自らが活動する期間限定の活動の場です。イベント、コワーキング、展示、地域活動の場所として使用できます。

時間 午前 10:00～午後 5:00 **料金** 貸出無料

問合せ 名古屋まちづくり公社 ☎080-5867-9048 (水曜日・木曜日休み)

PALET. NU の二次元コード (二次元コードの提供あり)

外観・水辺エリア・コン
テナ内の写真提供あり

【選択項目】

PALET. NU ではさまざまなプロジェクトに取り組んでいます。

こどもアート部 無料

子どもたちに伝えたいお話を、音楽と共にお届けする読み聞かせコンサート。お話にちなんだものづくりワークショップも開催。音と、ものがたりと、ものづくりを通して、みんなでお喋りして仲良くなりましょう！0歳の赤ちゃんから参加可。

時間 午前 9:00～午後 4:30

暮らしごと部 **無料**

毎月 1 回の手仕事の時間。それは手と口をこころを目一杯動かして過ごす豊かな時間です。大人も子どもも誰でも参加できます。

農園部 **無料**

ゼロから農園をやりたい方、地域の皆さんと協力して中川運河で農業をやってみませんか。農業の専門家と、育てる作物も考えながらスタート。最後には収穫祭も開催！

【選択項目】

運河野外シネマ～神保慶政監督トークショー&野外映画上映会～ **無料**

日時 10/26（土）午後 4：30～5：50

申込 不要

プロジェクトのイメージの写真提供あり

上映会イメージの写真提供あり

クルーズ名古屋

【必須項目】

中川運河を水上から楽しめる水上交通。「ささしまライブ」を出発し、名古屋港まで名古屋の「都心」と「みなとエリア」とを結ぶ

クルーズ名古屋の案内の二次元コードの提供あり

【選択項目】

中川口通船門

パナマ運河をプチ体験！？

中川口通船門は、水位差のある名古屋港と中川運河を船で通航できるよう、昭和 5 年に第一閘門が整備されました。最盛期には 10 時間以上の待合を強いられましたことから、昭和 38 年に第二閘門が増設されました。その構造は、観音開きの水門を有するマイターゲート式となっています。利用の減少により平成 3 年に第一閘門が閉鎖されましたが、第二閘門は現在でも使用されており、水辺から通航の様子を眺めることもできます。

クルーズ名古屋の写真提供あり

中川口通船門の写真提供あり

その他

【選択項目】

しおがまじんじや 鹽竈神社

名古屋城築城の無事を祈願し、奥州より鹽竈大神を勧請。安産・虫封じ・延命長寿の神。境内にはカッパの「むさんどさん」の像があり、痔病の治癒に靈驗著しい無三殿主大神（愛称「むさんどさん」）を祀る無三殿社がある。

鹽竈神社の写真提供あり

【選択項目】

えんこばし 猿子橋

猿の親子をかたどった御影石製の親柱が愛らしい橋。以前の地名に猿子があったことも由来であるが、その昔、カッパは猿と見間違えられたことから、猿侯といわれており、この辺にカッパが住んでいたという説もある。

猿子橋の写真提供あり

【選択項目】

ことひらしゃ 金刀比羅社

もとは西宮神社といい、およそ 500 年前に一帯の守護神として、現在は運河の鎮守の神としてまつられている。地元では「上の宮」とも呼ばれ、港区の運河神社は「下の宮」と呼ばれている。また、「いぼ神様」の別名があり、いぼ取りの靈驗あらたかと信仰されてきた。この地は慶長 15 年名古屋城築城の折、笈瀬川を船で運んだ石の石切場所として伝えられている。

金刀比羅社の写真提供あり

【選択項目】

小栗橋

小栗康平監督作品「泥の河」の撮影場所としても知られる橋。親柱と欄干のアールデコ意匠が美しい。橋の袂の地藏堂と大銀杏橋、脇の親水公園から眺める倉庫群、橋の上からの運河本線と支線のパノラマと、見どころも多い

小栗橋からの写真提供あり

【選択項目】

神明社

祭神は天照大神。昭和 43 年 2 月建立と新しいが、中川運河の前身「笈瀬川」に架かっていた「むさんどは

神明社の写真提供あり

し」（明治 45 年 3 月架設）と刻した欄干のレプリカがある。笈瀬稻荷大明神が合祀してあり、町内の守り神である。

【選択項目】

黒塀の小径

空襲を免れた黒塀に囲まれた家屋が残る。「子授け地藏」は、名古屋城築城の残石で作られた。

黒塀の写真提供あり

【選択項目】

長良橋

都心と港をつなぐ広大な水辺と、昭和の面影を残す倉庫群や、自然に生長した樹木が共存した運河独特の景色と、名駅のビル群が同時に見られるスポット。

長良橋からの写真提供あり

【選択項目】

広見憩いの社

運河を眺めながら過ごすことができる芝生広場

広見憩いの社の写真提供あり

【選択項目】 ※追加提案がある場合、選択すること

読者が表紙、今月の特集（2・3面）に関わる情報を SNS（X や Instagram を想定）で発信したくなるような企画や読者へのプレゼント企画等の提案がある場合、企画名・説明文等を検討の上、特別コーナーを作って紙面で PR すること。

※読者に対する企画申込期限を設定する場合、9/30(月)までとする。

※契約候補者の提案内容は、名古屋の魅力発信のシリーズ企画面等で採用する予定。

共通事項

【必須項目】

- ・中川運河周辺マップ

【選択項目】

- ・PALET.NU 内マップ

【必須項目】

市長コメント（レイアウト・デザイン・サイズ等を検討し、記載すること）

名古屋の暮らしとモノづくりの発展を下支えしてきた歴史的役割を尊重しながら、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、「うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河」への再生を目指し、名古屋市では「中川運河再生計画」を策定し、計画に基づきさまざまな取り組みを進めています。名古屋市長 広沢一郎

【必須項目】

問合せ 住宅都市局名港開発振興課 ☎052-302-5321 FAX052-303-6116

5 市政トピックスの作成について

(1) テーマ

「自転車の安全利用」

(2) ターゲット

自転車が軽車両だということを認識せずに日常的に自転車を利用している人

(3) ターゲットに気づいてほしいポイント

ア 自転車が軽車両であり、安全に利用する上での禁止事項や交通ルールに違反すると罰則があること。

イ 誰にでも起こり得る出来事に対して、ストーリーに共感するとともに、自転車を安全に利用しなければならないこと。

(4) ターゲットにどうなってほしいか

自転車を安全に利用してもらうようになってほしい。

(5) 留意事項

写真やイラストを凝らし、紙面を作成すること。

ア 紙面の左上部分に「市政トピックス」と記載すること。フォントは問わない。

イ イラストは、必要に応じて適宜作成・挿入すること。提案者が自ら作成したものや著作権フリーの素材等、権利関係上問題のないものを使用すること。

ウ 別途提供する写真データ等を使用する場合、加工・修正は可とする。

エ 二次元コードは読み取れるサイズであれば、大きさは問わない。

(6) 記事原稿

【必須項目】

タイトル

5 (2) ～ (4) を踏まえて、タイトルを作成し、記載すること。

【必須項目】

5 (2) ～ (4) を踏まえて、サブタイトルを作成し、記載すること。

【必須項目】

リード文 (リライト・短縮可)

自転車の危険な運転に新しく罰則が強化されました。自転車は手軽で便利な乗り物ですが、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう心掛け、お互いに譲り合って利用しましょう！

【必須項目】

次の紙面導入部分をイラスト(ストーリー仕立て)で描写すること。

イラストや吹き出しで主旨が伝われば、以下の文章については全て表記する必要はない。

※読者が自分事としてとらえることができるようなデザインにすること。

自転車に乗っているイラストを作成する場合はヘルメットを着用したイラストにすること。

場面 1

朝通勤するのに、車ではなく自転車を選択する場面

<30 代の男の人>

今日は、飲み会だから車じゃなくて自転車でいこう！

場面 2

お店でお酒を飲んでいる場面

場面 3

酔っぱらった状態で自転車を運転している様子を警察官が見ている場面

場面 4

警察官が捕まえている場面

<警察官>

ピーピー！自転車の酒気帯び運転は違反です！

<30 代の男の人>

え～

→自転車運転中の「ながらスマホ」・「酒気帯び運転」に新たな罰則が強化！

●携帯電話使用等 →最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金

●酒気帯び運転 →3年以下の懲役または50万円以下の罰金。さらに、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対しても新たに罰則が追加されました。

自転車の主な交通ルール

以下の必須項目・選択項目にある説明文はリライト・短縮可

【必須項目】

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

【選択項目】

全ての文章を記載する必要はありません。記載の内容をイラスト・文字・吹き出しなどで表現してください。各項目は全て記載せずいくつかをピックアップして記載することも可とします。

○車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

車道と歩道の区別があるところは、原則車道の左側を通行しましょう。

自転車（普通自転車に限る）が例外的に歩道を通行できる場合

- ・「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合
- ・70歳以上の方・13歳未満の子ども・車道の安全な通行に支障がある、身体に障害のある方が運転する場合
- ・車道通行が危険な場合

○夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけではなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は

必ずライトを点灯しましょう。

→罰則（無灯火：夜間のライト点灯義務違反）…5 万円以下の罰金

○二人乗りの禁止

罰則…2 万円以下の罰金または科料

※16 歳以上の人が幼児用の座席に幼児一人を乗せている場合などは例外的に認められています。

○並進の禁止

罰則…2 万円以下の罰金または科料

※「並進可」の標識がある道路では、2 台までは並んで走れます。

○ブレーキを備えていない自転車の運転の禁止

罰則…5 万円以下の罰金

○傘差し運転の禁止

罰則…5 万円以下の罰金

○運転中の大音量でのイヤホン等の使用の禁止

罰則…5 万円以下の罰金

○妨害運転（いわゆるあおり運転）の禁止

【交通危険のおそれ】 罰則…3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

【著しい交通の危険】 罰則…5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

【必須項目】

○ヘルメットを着用

交通事故の被害を軽減するためには頭部を守ることがとても重要です。自転車を利用するすべての人は、自転車乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

【必須項目】

ヘルメットを着用しない場合の頭部への損傷で死亡する割合をグラフ等の図で表し危険性を示すこと

ヘルメットを着用

自転車を利用する全ての人は、自転車乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

交通事故の被害を軽減するためには頭部を守ることがとても重要です。

●自転車事故による死者のうち、約 7 割が「頭部」への損傷で亡くなっています。

頭部	胸部	頸部	腰部	その他
68.4% (80 人)	7.7% (9 人)	6.0% (7 人)	6.0% (7 人)	11.9% (14 人)

平成 31 年～令和 5 年愛知県内の自転車死亡事故の負傷主部位の割合※愛知県警察統計

【必須項目】

自転車用ヘルメット購入費用の 2 分の 1 (上限 2,000 円) を補助します！

対象 市内在住で安全基準を満たした新品のヘルメット(※)を来年 2/28(金)に購入した
(インターネットで購入した場合は領収書の注文日が同期間の方)

※SG・JCF・CE(EN1078)・GS・CPSC マークのついた自転車乗車用ヘルメット

※補助を受けるにはテキストの学習が必要です。テキストは紙の申請書の付属冊子か市ウェブサイトで確認できます。

申請方法など詳しくはこちら→[二次元コード](#) (二次元コードの提供あり)

【必須項目】

●問合

スポーツ市民局地域安全推進課 ☎052-972-3123 FAX052-972-4823